

市税に係る手数料の免除に関する要綱

(趣旨)

- 1 京都市証明等手数料条例第12条の規定に基づく市税に係る手数料の免除については、この要綱の定めるところによる。

(手数料の免除)

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。
 - (1) 官公署から申請があったとき。
 - (2) 生活保護法の規定による保護を受けている者又は保護を受けようとする者から申請があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附則

この改正は、平成17年1月1日から実施する。

附則

この改正は、令和4年6月14日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。